

保 育 料 月 額 徴 収 基 準 表 (3号認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間	保育短時間
階層区分	定 義		3歳未満児の場合	
第 1	生活保護世帯		円	円
			0	0
第 2	1	市町村民税 ひとり親世帯等	0	0
	2	市町村民税 非課税世帯 ひとり親世帯等以外の 世帯	0	0
第 3	1	市町村民税 ひとり親世帯等	( 0) 4,300	( 0) 4,100
	2	市町村民税 均等割課税世帯 ひとり親世帯等以外	(5,700) 11,400	(5,400) 10,800
	3	市町村民税 ひとり親世帯等	( 0) 6,200	( 0) 5,900
	4	市町村民税 所得割課税額 48,600 円未満 ひとり親世帯等以外	(8,050) 16,100	(7,600) 15,200
第 4	1	市町村民税 所得割課税額 ひとり親世帯等	( 0) 7,400	( 0) 7,000
	2	市町村民税 所得割課税額 48,600 円以上 57,700 円未満 ひとり親世帯等以外	(9,000) 18,000	(8,500) 17,100
	3	市町村民税 所得割課税額 ひとり親世帯等	( 0) 9,000	( 0) 8,500
	4	市町村民税 所得割課税額 57,700 円以上 77,101 円未満 ひとり親世帯等以外	(10,500) 21,100	(9,700) 19,400
	5	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	(13,800) 27,600	(12,600) 25,300
第 5	1	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 109,000 円未満	(16,100) 32,200	(14,800) 29,600
	2	市町村民税所得割課税額 109,000 円以上 122,000 円未満	(17,400) 34,900	(16,000) 32,100
	3	市町村民税所得割課税額 122,000 円以上 169,000 円未満	(19,750) 39,500	(18,100) 36,300
第 6	1	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 217,000 円未満	(22,000) 44,100	(20,200) 40,500
	2	市町村民税所得割課税額 217,000 円以上 301,000 円未満	(24,300) 48,700	(22,400) 44,800
第 7	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満		(25,300) 50,600	(23,200) 46,500
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上		(25,700) 51,500	(23,600) 47,300

( ) は第2子の場合

備 考

- 1 生計を一にする2人以上の就学前子どもが保育所等、家庭的保育事業等、児童発達支援等を利用している場合

階層区分	児 童	徴 収 金 の 額
第4～第8 階層に属する 世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、最年長児	徴収基準額表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、上記以外の児童	0

- 2 ひとり親世帯等及び第4-2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする子どもの人数に応じ、算定を行うものとする。
- 3 上記2に当てはまらない、かつ、生計を一にする3人以上の子どもがいる世帯における、3人目以降の児童の保育料について、月額6,000円を上限に減額する。